

## ▽組合運動への影響

社会主義的團體と労働組合とは、かくして其感情の根本より相離れんとす。素より之あるがため全日本鑛夫總聯合會其他の團體が右傾すべしとは思はれざれど、今後「労働組合主義」の城廓に立て籠り社会主義的運動とトラックを別つに至るべきは最早瞭たる事實にして、社会主義同盟の成立に依りて組合員と社会主義的運動者との間に握られんとしたる手は、相互より離れたるのみか、やがて組合主義的労働組合と社会主義的労働組合との乖離をも近く具體化するべしと観測さる。足尾事件が組合運動の上に與へたる影響として、如上の事實は重要な意義を有すべし。(五月十五日記)

# 附録第一

## 鑛夫雇傭勞役規則

### 第一章 總則

- 第一條 鑛夫ヲ分チテ一類及二類トシ事業上ノ都合ニ依リ二類鑛夫ハ之ヲ一類鑛夫ニ準スルコトアルヘシ
- 第二條 鑛夫ノ業務ノ種類ハ別表ノ通りトス
- 第三條 操業上ノ必要ニ應ジ頭役組頭及夫頭ノ職ヲ置ク
- 第四條 頭役ハ坑夫支柱夫進鑿夫及坑内運轉夫ニ就キ同職中ヨリ信用アル者ヲ選擇シテ之ヲ命シ組内一般ノ取締ヲ爲サシメ別ニ定ムル所ニ據リ手當又ハ手數料ヲ支給ス
- 第五條 組頭ハ一類及二類ノ組内鑛夫中信用アル者ニ之ヲ命シ其ノ組内一般ノ取締ヲ爲サシム二類鑛夫ノ組頭自ラ出業シ難キ事由アルトキハ代表者ヲ定メテ許可ヲ受ケヘシ
- 第六條 夫頭ハ一類鑛夫中當該工場ノ筆頭ノ者ニ之ヲ命シ部内鑛夫ヲ率ヒテ各業務ニ從事セシム
- 第七條 職頭ノ任免ニハ辭記ヲ用フ
- 第八條 一類鑛夫ハ總テ足尾銅山共救義會ニ加入スル義務アルモノトス 但シ女工ハ此ノ限ニアラス
- 第九條 鑛夫ハ法令並本則其他當所々定規則ヲ遵守シ當該係員ノ指揮監督ノ下ニ誠實ニ就業スヘシ

### 第二章 雇傭

- 第十條 當所ニ採用スヘキ鑛夫ハ年齢滿十五歳以上ニシテ身體強壯ナル者ナルコトヲ要ス 但シ年齢十二歳以上ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ終了セル者ハ家庭ノ事情ニ依リ之ヲ雇傭スルコトアルヘシ
- 第十一條 一類鑛夫ニ採用ヲ請ハントスル者ハ相當ノ紹介人ヲ立テ第一號書式ニ據リ願出ツヘシ